

(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業 環境影響評価書案に係る  
審査会答申 骨子案

## 1 全般的事項

- ①本事業は、自然豊かな地域において大規模な森林伐採と地形改変を行おうとするものであり、事業の実施に伴う事業実施区域及び周辺地域の自然環境及び生活環境への影響を最大限回避又は低減する措置を講ずることが重要である。
- ②本事業により設置される施設は、20年以上の長期にわたって使用が予定されていることから、施設の供用後、附属設備や事業区域内の土地を含めて適切に維持管理することにより、環境影響の低減及び災害発生の未然防止に努めること。
- ③工事期間中及び施設の供用後の適切な時期において事後調査を実施し、環境影響の予測評価の結果や、環境保全措置の実施状況について検証するとともに、その結果に応じて追加の環境保全措置を検討、実施するなど、環境影響の確実な回避・低減に努めること。また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、原因の特定に努めるとともに、適切な環境保全措置を実施すること。
- ④事業実施による災害発生リスクの増大の可能性について不安をもつ地域住民が存在することに留意し、工事期間中だけでなく施設の供用後においても地域住民と十分なコミュニケーションを図ることにより、地域住民の不安解消に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質

- ①建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響の予測評価について、事業者においては、出現頻度がもっとも高い大気安定度を用いて予測しているが、環境影響が最大となる大気安定度の条件で予測を実施するとともに、結果に応じて適切な環境保全措置を実施すること。
- ②建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）に記載された排出ガス対策型建設機械を使用するなどの環境保全措置を確実に実施すること。
- ③事業実施区域近傍には住居が存在するため、工事中の粉じん対策を徹底すること。特に、風の強い日や、裸地からの粉じん対策についても検討し、必要な措置を講ずること。

## (2) 騒音

事業実施区域及び周辺地域は閑静な地域であることから、工事中における建設機械や資材運搬車両による騒音（及び施設の稼働による騒音・低周波音）が周辺住民の生活の支障とならないよう、評価書案に記載された低騒音型建設機械を使用するなどの環境保全措置を確実に実施すること。

## (3) 水質

- ①事業の実施によって、事業実施区域の下流河川における氾濫等の発生リスクが増大することのないよう、調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的を確認し、必要に応じてしゅんせつを行うなど、適切に維持管理を行うこと。
- ②工事期間中における濁水の発生状況を十分確認し、濁水による周辺環境への影響が大きいと認められる場合には、新たな沈砂池の設置や、工事工程を変更するなどの追加の環境保全措置を実施すること。

## (4) 地盤

太陽光パネル下の地盤及びその他の事業実施区域内の斜面が風雨によって侵食されること等により、事業実施に起因して土砂災害が発生しないよう、定期的な確認及び適切な維持管理を行うこと。

## (5) 植物・動物・生態系

- ①評価書案において、希少種が地形改変区域内にある場合であっても、当該希少種が事業実施区域外に存在することから影響は小さいと評価しているものや、希少種が事業実施区域外に存在するため、生育・生息環境が維持されると評価しているものがあるが、事業実施区域外の環境が将来にわたって維持されるとは言い切れないため、適切な評価ではないと考えられる。  
事業実施に伴って、事業実施区域内の豊かな自然環境が少なからず失われることから、評価書案に記載された環境保全措置に加えて、事業実施区域外を含めた環境保全措置を検討することが望ましい。
- ②竹林が拡大することによって事業実施区域内の生態系への悪影響が考えられることから、竹林の拡大防止対策の実施を検討すること。
- ③法面緑化に使用する植物については、生物多様性保全の観点から在来種を使用する同時に、可能な限り事業実施区域の近隣地域に生育するものを使用すること。

- ④事業実施区域内の非改変区域において、移設又は移植等の代償措置を行う場合、その場所に現状存在していない動植物を対象とする場合は、対象となる動植物の生息・生育に適さない環境である可能性があり、不確実性が高い措置であることから、慎重に検討の上実施すること。
- ⑤カスミサンショウウオの移設にあたっては、成体の移植では元の生息地への帰巢本能が働き、移設地に定着しないおそれがあるため、卵のうや幼生段階の個体を移設する必要がある。また、万一、移設がうまくいかなかった場合に備え、複数回に分けて移設を実施するなどにより、環境保全措置の実効性を高めること。
- ⑥アライグマの侵入拡大により、移設したカスミサンショウウオ等に被害が生じるおそれがあることから、移設場所に侵入防止柵を設けるなど、適切な対策を実施すること。
- ⑦事業の実施に伴い野生動物の生息地が失われ、周辺の田畑等において獣害が増えるとの懸念が地域住民から示されていることから、地域で行われる獣害対策に積極的に協力することが望ましい。

## (6) 景観

評価書案において景観の予測対象時期を冬季としているが、太陽光パネル設置場所周辺は森林が多く存在することから、緑葉が映える時期における景観への影響を把握するため、夏季についても予測対象時期に加え、環境影響評価書にその予測・評価結果を記載すること。

## (7) 地球温暖化・エネルギー

- ①供給過剰となった場合の電気エネルギーを有効活用するための方法を検討すること。
- ②非常時には地域に電力供給が可能な施設を整備する等、地域の災害対応力の強化につながる措置を検討することが望ましい。

## (8) 微気象変化

太陽光パネルからの反射熱により、事業実施前の森林が存在していた時と比較して気温が変化し、周辺の自然環境及び生活環境に対して悪影響を及ぼす可能性が考えられることから、事後調査においてこれらに対する影響の有無を確認し、悪影響が確認された場合は適切な措置を講ずること。